

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成29年12月21日

住 所 仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏 名 鈴木工業株式会社
代表取締役 鈴木 伸彌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

仙台市長 郡 和子



許可の年月日	平成14年 9月 6日	許可番号	仙台市（環廃産）指令第5号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	産業廃棄物中間処理施設（固定式 脱水施設 2基1施設） 施行令第7条第1号 汚泥の脱水施設 汚泥（有機系） （水銀含有ばいじん等を含む。）		
設置場所	仙台市宮城野区仙台港北二丁目14番地の3		
処理能力	脱水機2基 ① 30m ³ /日（ 3.75m ³ /時間×8時間 ） ② 30m ³ /日（ 3.75m ³ /時間×8時間 ）		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有		
留意事項	なし		

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

(留意事項)

- 1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。
- 2 施設の工事着手前に工事開始届出書を提出すること。
- 3 工事作業の安全管理には特段の配慮をすること。
- 4 工事車両の通行及び安全管理には特段の配慮をすること。
- 5 工事完了後、速やかに使用前検査申請書を提出し、工事完了の検査を受けること。
- 6 その他

有機脱水施設の型式

①株式会社ヘリオス SK1000UP 多重円盤型脱水機（北側）
シリアル番号 SHE-001

②株式会社ヘリオス SK1000UP 多重円盤型脱水機（南側）
シリアル番号 SHE-002

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成29年11月20日

住所 仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏名 鈴木工業株式会社
代表取締役 鈴木 伸彌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

仙台市長 郡 和子



許可の年月日	平成29年11月20日	許可番号	仙台市（H29環廃事） 指令第27号
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類	産業廃棄物中間処理施設（固定式 脱水施設 2基1施設） 施行令第7条第1号 汚泥の脱水施設 汚泥（無機系） （水銀含有ばいじん等を除く。）		
設置場所	仙台市宮城野区仙台港北二丁目14番地の3		
処理能力	脱水機2基 ① 32m ³ /日（4.0m ³ /時間×8時間） ② 32m ³ /日（4.0m ³ /時間×8時間）		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	有		
留意事項	裏面のとおり		

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当

印

(留意事項)

- 1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。
- 2 施設の工事着手前に工事開始届出書を提出すること。
- 3 工事作業の安全管理には特段の配慮をすること。
- 4 工事車両の通行及び安全管理には特段の配慮をすること。
- 5 工事完了後、速やかに使用前検査申請書を提出し、工事完了の検査を受けること。
- 6 その他

無機脱水施設の型式

①富国工業株式会社 SHX800×5000L スクリュープレス
シリアル番号 IM-0750 【平成14年 9月 6日設置】

②富国工業株式会社 SHX800×5000L スクリュープレス
シリアル番号 IM-0809 【平成29年11月20日設置】

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当

印

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成26年11月17日

住所 仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏名 鈴木工業株式会社

代表取締役 鈴木 伸彌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、
変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

仙台市長 奥山 恵美子



許可の年月日	平成16年8月2日	許可番号	仙台市（環廃指）指令第143号
施設の種類及び 処理する産業廃 棄物の種類	産業廃棄物中間処理施設（焼却施設） 汚泥、廃油、廃プラスチック類、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、 動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、家畜の糞尿、 動物系固形不要物		
設置場所	仙台市宮城野区仙台港北二丁目14番地の3		
処理能力	汚泥 13.6 t/日、廃油 12.9 t/日、廃プラスチック類 7.46 t/日 （詳細は裏面に記載）		
許可の条件	判定基準を超える有害物を含む燃え殻、汚泥を焼却する場合にあっては、1,100℃以上で焼却すること		
規則第11条第7項 の規定による許可 証の提出の有無	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>有 無 許可証写し</p><p>先印無きものは無効</p><p>年 月 日</p><p>鈴木工業株式会社 担当 印</p></div>		
留意事項			

(裏面)

処理能力 (24時間稼働)

汚泥	13.6 t/日 (567 kg/時)
廃油	12.9 t/日 (539 kg/時)
廃プラスチック類	7.46 t/日 (311 kg/時)
燃え殻	13.6 t/日 (567 kg/時)
廃酸	13.6 t/日 (567 kg/時)
廃アルカリ	13.6 t/日 (567 kg/時)
紙くず	19.6 t/日 (815 kg/時)
木くず	19.6 t/日 (815 kg/時)
繊維くず	19.6 t/日 (815 kg/時)
動植物性残さ	17.4 t/日 (723 kg/時)
ゴムくず	19.6 t/日 (815 kg/時)
金属くず	2.4 t/日 (100 kg/時)
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	2.4 t/日 (100 kg/時)
家畜の糞尿	17.4 t/日 (723 kg/時)
動物系固形不要物	17.4 t/日 (723 kg/時)

判定基準を超える有害物を含む燃え殻、汚泥を焼却する場合

汚泥 0.54 t/日 (90 kg/時)

燃え殻 0.54 t/日 (90 kg/時)

(汚泥、燃え殻のうち、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機りん化合物、六価クロム又はその化合物、砒素又はその化合物及びダイオキシン類を判定基準以上含むものに限る。)

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当

印

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成26年11月17日

住所 仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏名 鈴木工業株式会社
代表取締役 鈴木 伸彌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

仙台市長 奥山 恵美子



許可の年月日	平成23年 5月17日	許可番号	仙台市(H23環廃指)指令第158号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	産業廃棄物中間処理施設（破碎施設） 廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以上、自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）		
設置場所	仙台市宮城野区仙台港北二丁目14番地の3		
処理能力	廃プラスチック類 23.2t/日 (2.90t/時間×8時間) 木くず 13.1t/日 (1.64t/時間×8時間) 繊維くず 10.6t/日 (1.33t/時間×8時間) ゴムくず 17.8t/日 (2.23t/時間×8時間) 金属くず 21.7t/日 (2.71t/時間×8時間) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 22.6t/日 (2.83t/時間×8時間)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有		
留意事項	なし		

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当

印

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和6年3月29日

住所 仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏名 鈴木工業株式会社
代表取締役 鈴木 伸彌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

仙台市長 郡 和子



許可の年月日	令和6年3月29日	許可番号	仙台市（R5環廃事）指令第128号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	<p>産業廃棄物中間処理施設（焼却施設 固定式1施設）</p> <p>施行令第7条第3号 汚泥の焼却施設 施行令第7条第5号 廃油の焼却施設 施行令第7条第8号 廃プラスチック類の焼却施設 施行令第7条第13号の2 産業廃棄物の焼却施設</p> <p>産業廃棄物 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鋳さい、動物のふん尿、ばいじん、動物系固形不要物（以上、自動車等破砕物を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）</p> <p>特別管理産業廃棄物 廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物 特定有害産業廃棄物 燃え殻、ばいじんについては、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン及びダイオキシン類が判定基準を超えて含むものに限る。 汚泥、廃酸、廃アルカリについては、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン及びダイオキシン類が判定基準を超えて含むものに限る。 廃油については、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロ</p>		

	メタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンが判定基準を超えて含むものに限る。
設置場所	仙台市宮城野区仙台港北二丁目13-6 外4筆
処理能力	燃え殻 8.0376 t/日 (0.3349 t/時間×24時間) 汚泥 9.2112 t/日 (0.3838 t/時間×24時間) 廃油 17.6760 t/日 (0.7365 t/時間×24時間) 廃酸 17.4528 t/日 (0.7272 t/時間×24時間) 廃アルカリ 17.4528 t/日 (0.7272 t/時間×24時間) 廃プラスチック類 10.8768 t/日 (0.4532 t/時間×24時間) 紙くず 33.3336 t/日 (1.3889 t/時間×24時間) 木くず 30.0480 t/日 (1.2520 t/時間×24時間) 繊維くず 25.3560 t/日 (1.0565 t/時間×24時間) 動植物性残さ 10.3968 t/日 (0.4332 t/時間×24時間) 動物系固形不要物 10.3968 t/日 (0.4332 t/時間×24時間) ゴムくず 20.2968 t/日 (0.8457 t/時間×24時間) 金属くず 7.7592 t/日 (0.3233 t/時間×24時間) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 7.8456 t/日 (0.3269 t/時間×24時間) 鋳さい 8.7384 t/日 (0.3641 t/時間×24時間) 動物のふん尿 13.3776 t/日 (0.5574 t/時間×24時間) ばいじん 9.6120 t/日 (0.4005 t/時間×24時間) 感染性産業廃棄物 19.2312 t/日 (0.8013 t/時間×24時間) 混焼 22.0000 t/日 (0.9167 t/時間×24時間)
許可の条件	なし
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。